

静岡県教育委員会

議事録

平成 28 年度 第 3 回定例

5 月 11 日 (水)

静岡県教育委員会教育長 木苗直秀は、

平成 28 年 5 月 11 日に教育委員会第 3 回定例会を招集した。

1 開催日時 平成 28 年 5 月 11 日（水） 開会 13 時 30 分
閉会 16 時 40 分

2 会 場 教育委員会議室

3 出席者 教 育 長 木 苗 直 秀
委 員 加 藤 文 夫
委 員 溝 口 紀 子
委 員 齊 藤 行 雄
委 員 興 直 靖
委 員 渡 邊 靖 乃

事務局（説明員） 杉 山 行 由 教育次長
水 元 敏 夫 教育監
北 川 清 美 理事兼教育総務課長
福 永 秀 樹 理事兼健康体育課長
小野田 裕 之 教育政策課長
本 村 勉 情報化推進室長
遠 藤 宗 男 人権教育推進室長
長 澤 由 哉 財務課長
南 谷 高 久 福利課長
林 剛 史 義務教育課長
藤 本 眞 二 幼児教育推進室長
太 田 修 司 義務教育課人事監
渋 谷 浩 史 高校教育課長
神 田 不 二 彦 高校教育課指導監
山 崎 勝 之 特別支援教育課長
山 本 知 成 社会教育課長
赤 石 達 彦 文化財保護課長
奥 村 篤 篤 静岡教育事務所長
山 本 裕 祥 静岡西教育事務所長
河原崎 全 中央図書館長
吉 澤 勝 治 総合教育センター所長
菅 沼 日出彦 教育総務課専門監
織 田 敦 高校教育課参事
外 山 新 也 高校教育課専門監

4 その他

- (1) 第 7 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 第 8 号議案は、否決された。
- (3) 報告事項 1 は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
3月16日の議事録は、各委員が事前に確認の上、承認しているので朗読は省略する。
今回の議事録の署名は、私のほか、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

教 育 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱いについて諮る。
第7、8号議案は人事案件であるため、非公開としたいが、異議はないか。
全 委 員： 異議なし。
教 育 長： それでは、非公開案件から審議を始め、第7、8号議案は非公開とする。

<非>第7号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

<非>第8号議案 教職員の懲戒処分

※ 非公表

(会議の公開)

教 育 長： ここで会議を公開とする。

報告事項1 静岡県行財政改革推進委員会（学校給食関係）

教 育 長： 報告事項1「静岡県行財政改革推進委員会（学校給食関係）」について、福永健康体育課長より説明願う。

健康体育課長： <報告事項についての説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： ガイドラインは透明性を重視して運用していくということだが、教員だけでなくPTAや専門家などの外部の意見も取り入れてほしい。静岡県学校給食会の監督指導という点であるが、市町教育委員会の給食のあり方と県立学校は違うと思うので、静岡県教育委員会が指導監督できる立場にあるのか。

健康体育課長： 基本的には指導監督権限は県教育委員会にある。

教 育 次 長： 公益財団法人の指導監督権限は知事部局法務文書課であるが、学校給食会と教育会館の2つに限って補助執行というかたちで私が執行している。

溝 口 委 員： 浜松市で〇-157の問題があったが、県との関わり方を考えた場合、浜松市教育委員会が主導的に進めた方が効率的だと思った。静岡県学校給食会を通じた指導との連携は難しいのではないかと。

健康体育課長： 委託方法に複雑な部分もあるが、現状、浜松市が学校給食会を通して委託業務を行っている。今後、浜松市教育委員会が工場や販売店と契約できて、その上で安全管理をどのように考えていくかは学校給食会のノウハウを生かせばよいと思う。

溝口委員： 県教育委員会としては2つの組織に指導助言を与えるということか。

健康体育課長： そうである。

溝口委員： 静岡県学校給食会は県とのつながりが強く、指導ができる中で、どのように指導をしていくかは今後の課題だと思う。ホームページを閲覧すると発信している。

健康体育課長： 発信ということでは寄与している部分もある。ただ、商社的な動きが見られるところがある。

溝口委員： 支部は沼津と浜松しかない。

健康体育課長： そのあり方も静岡県学校給食会と議論をする。

溝口委員： 組織のあり方についても指導監督するのか。

健康体育課長： 我々は学校給食会自らが改革してほしいと思っているので、そのようになるよう指導していく。

加藤委員： 学校給食会の職員は本部14名、沼津支部4名、浜松支部7名の計25名であるが、この職員の給料はどこで支払われているのか。

健康体育課長： 物品の納入を受けているところと、市町からの委託費である。

加藤委員： 売買による利益を運用しているのか。

健康体育課長： そうである。

加藤委員： 昔は主食が事業主体であった。主食である米やパンはもともとは食管法に基づくものであり、食管法の考え方は配給制であるので、食管法にのらなければ米は買えないという状態が続いた。学校給食会が食管法に基づいて安く食糧庁から納入して、そこに組織の運営益も含めて売っていたと思うが、平成11年に米穀とパン、麺について学校給食の物資供給の相手方として学校給食会でなくてもよいということになった。食管法改正に伴ってそのようになったと思うが、農協も直接米を売ることもできて、街のパン屋も直接売ることができると、学校給食会の鞆取りができなくなる。

健康体育課長： 取扱量が減ってくればそのようになる。

加藤委員： そうなると学校給食会はどのように運営していくことになるのか。不透明といわれるのは、食管法に基づいて鞆取りができていた時は自然と運営費も捻出できたが、現在は自由な物資調達ということで、どこからでも調達できることになったら、誰かが「学校給食会を通してでないと買わない」といわない限り鞆取りはできない。そうなると学校給食会は無くてよいということか。

教育次長： この問題は加藤委員の御指摘のとおりである。食管法がなくなって米の自由化が始まった。私の記憶ではその頃の学校給食は全てが県産米ではなかったと思う。当時、全県的な取組として地産地消を掲げて、学校給食会にお願いし静岡県の学校給食は全て県産米にするように圧

力をかけた記憶がある。学校給食会と静岡県経済連は同一であり、学校給食会の裏に静岡県経済連がいて、静岡県経済連にはパールライスという米がある。静岡県経済連には 20 数箇所の J A があり、パールライスや静岡県こしひかりを共同販売している。経済連から離れている御殿場農協やとぴあなどのいくつかの J A は経済連の共同販売体制には乗らず、自主独立で運営しているところもある。よって、米も経済連から買わずに J A から単独随意契約で購入していて競争していない。御殿場は御殿場の米を食べるのが当然と J A の組合長と市長が言っているので御殿場の学校給食は御殿場の米を使っている。御殿場の農協にとっては独占的に販売はできるけど静岡県経済連からすると反党行為である。現在、9 割程度の学校が学校給食会にお願いをしており、学校給食会と静岡県経済連の間でキロ単価契約したお米を全県に納めている。配達も経済連が担当しているので、欠品も欠配も無く毎日安定的にお米が学校に届いている。教育委員会が公費・準公費における価格見積もりをお米においても行い、競争性を確保して更に地産地消の観点から静岡県産米を使うようにと言った時に、本当にできるか懸念がある。

加藤委員：現在の趨勢からみると食管法の改定が行われ、農協を単独の流通業者としないということである。経済連そのものを競争する団体に変えていくという方向になっていると思う。

教育次長：今回の農協改革で現政権は、経済連農協中央会の締め付けをやめるように要請しており、共販体制からそれぞれの単独 J A が個々にお米を販売する流れとなるので合致する可能性がある。現に地元の小中学校に直接お米を納入したい J A はあるようである。

加藤委員：普通に自由化してしまったら、学校給食会に勤務している 25 人分の給料は出なくなる。農協も米穀商も抱えている販売員の給料は自分たちで払っている。

教育次長：加藤委員の指摘したことは重要で、浜松、静岡、沼津も学校給食会の人件費を捻出するために支部を作ったのではなく、沼津、浜松は巧みに運用している。沼津は小学校 24 校、中学校 18 校あるが、業者に対する支払いから管理まで全て沼津支部でやっている。沼津の小中学校の栄養職員はオーダーを出す必要がなく、栄養職員の負担が軽減されている。現場の栄養士の人数が減っていく中で、学校給食会が消費者機能を担っており、全てを一括して行うというシステムを構築している。他の市町はお米は給食会で購入しているが、野菜等のおかず類については、それぞれの卸業者から購入している。沼津はそのようなおかず類も一括して学校給食会がやっているため、現場の栄養職員は献立と人数を連絡すれば全て学校給食会沼津支部が請け負ってくれる。見方によっては栄養職員の業務を代替してもらっていて、その一部が保護者からの給食費が充当されており、その部分が問題だと指摘されている。本来給食費は給食材料費にしか充当できない。調理する

費用や調理師は市の負担となり、受発注にかかる業務は栄養職員や事務職員の業務である。それを学校給食会に全て任せているという状態である。

加藤委員： 商社勤務の時、米穀と小麦関係を担当していた。食糧庁の改革が進まなかったのは販売網が農協に牛耳られていたためである。食糧庁は一定の価格にて自由に売買したいのだが、食糧法においては農林水産省の管轄で全国の流通を担ってきた農協が反対をするので、自由化ができないという問題があった。現在、農協改革で減反政策もやめて自由に購入できるようになる。ここで制度を作ってもまた大きく変わる可能性があるので、透明性の確保にとどめ、特定の団体に肩入れするようなことは控えたほうがよい。経済原則の中で制度全体が流れていけばよい。

興委員： 「静岡県学校給食のガイドライン（仮称）」を作成する狙いと、県行財政改革推進委員会意見書で提言している内容と軌を一にするものではないように思う。学校給食会だけでなく、市町教育委員会との連携という観点からもこの意見書をどのように受け止めるのか、また、教育委員会にこの問題を適時的確に情報を挙げて9月の行財政委員会にレポートバックできるように考えてほしい。2月に県行財政改革推進委員会意見書（案）が教育委員に報告があったが、そのように行財政改革推進委員会にあがるような事案は事前に教育委員への報告がほしい。また、この別冊の給食問題ではなく、意見書本文にはいいポイントが指摘されている。1つは更なる行財政改革のために何をすべきか、改革を実行していくための力が必要だがその力がないのでは、理念はあってもそれを実行に移す組織づくりや人をどうするのか、市町、民間との連携が明示されている。これらは県の知事権限に属することだけでなく、教育委員会として受け止めてやることが、そもそもの意見書の中に触れられている。給食問題のみにとどまらず、本文について教育委員会として議論していくことが必要であり、教育次長にお願いする。

教育監： 学校給食会はいわゆる「商社化」してしまっている中で、本来の学校給食会の公益財団法人としての仕事をどのように整理するのは難しいところである。透明性の確保、地元、地元食材、安定、安心と様々なキーワードがあるが、それぞれの考えは状況によって相反するものである。

加藤委員： 安全・安心というが市販されているパンと、給食のパンを比べると一番美味しくなく安いのが給食用である。

教育監： そうである。全てにおいて制限がかかっているためそうなる。相反する原理を調整しなければならないので難しい問題である。

加藤委員： パンだけでなく米も同じである。経済連が全県の米を集めて一番安い米を給食に出している。それは既得権があるからである。しかし、そこに切り込んでいくのは我々の仕事ではない。透明性を確保し見えて

いくことで県民の批判に晒され消滅すればよい。

教 育 監： 補助教材の問題とは問題の性質が違う。

加 藤 委 員： 地産地消について、副食については今までどおり自由だから地産地消でやればよいが、根幹は主食である。パンと米に経済連が関わることによって複雑になってくるのでそこをなんとかすればよい。

溝 口 委 員： インターネットから議事録を閲覧すると、行財政改革推進委員会から第三者委員会を設置するように指導があり、今、話のあった意見の反対意見も多く上がっている。外部の有識者にこの議論をやってもらうのがよいと思う。教育委員会の中の議論は焦点を透明化に絞ってガイドラインに落とし込むようにしたほうがよいと思う。

教 育 次 長： 溝口委員の言うとおりで、興委員の指摘にもあったように、教育委員会が指導する相手は市町である。発注者側が準公費に応じた普通の契約手続きを普通にし、単独随意契約をする場合はその理由を明確に説明できるようにすることを求めていく。

加 藤 委 員： 教育委員の立場では子ども達に安心・安全な給食を提供することであるが、安全・安心が利権を守る言葉として使われている。一番不味い米を提供して安心・安全とっているが、もっと美味しい米を出してほしい。子ども達の視点に立ってみると、不味い米飯を提供していると将来的に子ども達はご飯を食べなくなってしまう。経済連も長期的な視点に立って子ども達には一番美味しい新米を食べさせるという気持ちがないと本来の安心・安全ではない。

教 育 次 長： 学校給食会は自負があり、米飯給食は週平均に 3.2 回あるので、週 3 日は米飯給食である。小中学生だけでも 30 万食あり学校給食会は 20 数万食を提供しており、年間に換算すると相当な取扱量となる。そのバンプパワーで経済連に対して値段交渉をしているので適正な価格であると主張しているが、その部分を検証する制度がないことを行財政改革委員会は不透明と言っている。

加 藤 委 員： この問題が行財政改革委員会で取り上げられたのはその部分である。教育の問題ではない。

教 育 次 長： 本丸は透明性の確保でなく公会計化である。私が公会計化すべきだと思っているのは、私費会計にしているので小中学校の教頭が滞納者の督促に夜間や土日もやっている現状があり、それが教頭の業務負担となっている。静岡県教育委員会が包括外部監査で指摘されたのは、給食費の滞納整理を静岡市教育委員会は学校任せにしているとのことである。準公金なので静岡市教育委員会事務局がもっと責任を持ってやるべきであると指摘を受けている。公会計化すると市の債務となるので、最後の整理は市教育委員会や首長部局の歳入担当がみるべきである。公会計化することにより学校任せでなく事務局職員がもっと関わることができて、結果的に現場の労力を減らすことができる。

加 藤 委 員： 貧困家庭に対する学校給食費の免除は学校の裁量で行っているのか。

教 育 次 長： 生活保護や準要保護の一定の免除権で判断している。

- 加藤委員： 9月まで長丁場で議論しなければならない。
- 教育次長： 首長の理解が得られなければ一向に進まない問題である。
- 溝口委員： 子どもが転校してわかったが、給食の内容はあまり変わらなくても市町が変わると給食費は変わってくる。教育委員会ができることは給食費の公開や内容の公開である。行財政改革推進委員会の議事録に学校給食会が「子ども達のためのよい独占状態であり大量の原料を安定的に購入することで価格を抑えることができしており競争原理が働いていないことと異なる」と言っている。消費者のための独占禁止法には当たらないという解釈をしている。
- 教育次長： 溝口委員の話は受注者の話である。我々は発注者である市町の話をしている。問題点は市町の発注の仕方である。
- 加藤委員： 主食と副食を分けて考えたほうがよい。主食である米やパンは全国一律である。パンの原料となる小麦は大部分が輸入品であり、結局は地元の生産業者を使ってほしいということになる。主食と副食を分けて考えないと話は進まない。
- 教育監： 教育委員会の立場で何ができるのか、ガイドラインをどのような内容にするのか焦点を絞って整理する必要がある。
- 溝口委員： 親と子どもの立場では美味しく安全であり、価格が安ければよい。
- 教育長： 教育委員会としてどのような哲学をもって対応するか。各市町でのやり方はある程度認めていかなければならない。別の話となるが静岡県民は必ずしも体格はよくない。高齢者の健康長寿という観点ではよいが、体格はあまりよくない。一気にすべて解決とはならないと思う。今までの経過をすべて御破算にしてやることはできない。また、給食は美味しくなければならぬ。
- 加藤委員： 我々も知らないことは多い。
- 教育長： 勉強会を設けても良いと思う。
- 教育次長： この資料はかなり整理されているが、理解している者が理解していることを前提に整理されている資料である。細かいことを明記しているが読んでも分からない部分があると思う。福永課長をチューターに説明会を設けてもよい。
- 教育長： 理解するためには大事なことである。
- 加藤委員： 食育についてあまり考えてこなかった。
- 渡邊委員： 食育について、学校給食会は面白い模型を栄養士に貸してくれる。そのような活動は良いと思う。
- 教育長： 他に意見は無いか。
- 全委員： (特になし)
- 教育長： 報告事項1を了承する。
- 教育長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成28年度第3回教育委員会定例会を閉会とする。